海神宮訪問神話と神今食の祭儀

工藤

浩

日本文学の研究の中でも、上代文学の場合は学問的越境が日常的な分野だと言うことができる。対象となる作品が記・紀、風土的な分野だと言うことができる。対象となる作品が記・紀、風土を援用することなしにはなし得ないためである。そのような状況を援用することなしにはなし得ないためである。そのような状況を援用することなしにはなし得ないためである。そのような状況を援用することなしにはなし得ないためである。そのような状況を援用することができる。対象となる作品が記・紀、風土的な分野だと言うことができる。対象となる作品が記・紀、風土的な分野だと言うにより、

の関係について考えてみたい。 場から古代史学・神道学などの分野に越境しながら、神話と祭儀場から古代史学・神道学などの分野に越境しながら、神話と祭儀

いては、既に日本文学・日本史学の立場から指摘がある。先ず、話と、月次祭の一環として行われる神今食の祭儀との関連性につ『古事記』上巻、『日本書紀』巻第二に記載される海神宮訪問神

両説の概要を見ておきたい。

次田真幸は、『日本書紀』の当該神話後半の、口を疾んだ「赤女」 次田真幸は、『日本書紀』同段本文・一書第一が「赤女」、一書第下第十段一書第二の所伝に注目する。他の所伝で鉤は、『古事記』は「赤鲫」、『日本書紀』同段本文・一書第一が「赤女」、一書第下第十段一書第二の所伝に注目する。他の所伝で鉤は、『古事記』 にしょうしょ いっこ とうこまい りょう にしょう いまり におい いっこ と いっこ と

口女魚、所,以不,進」御者、此其縁也。口女、從」今以往、不」得,吞餌。又不」得,預,天孫之饌。即以,とになってはいる。一書第二は、後日談として、

れていない点と符合している。更に『延喜式』巻二十四「主計式六隻」「甘塩鯛四隻」のように鯛の加工品はあるが、鯔は加えら司」六月神今食料の条を見ると、天皇に対する献饌の中に「干鯛示されている点に顕著な特徴がある。『延喜式』巻三十九「内膳と書かれていて、海神宮訪問神話が天孫に鯔を献上しない起源が

河國 所引の太政官符からわかる。当該一書の「口女」に係る記述も、 祖とする安曇氏は、 である。いっぽう、当該神話でヒコホホデミに玉を授けた海神を 安曇氏の所伝から出たものであることは明らかだとする。 いるが、神今食に奉仕したことが『儀式』巻第一、『本朝月令』 上」にも、 「鯛脯」「鯛楚割」の如く鯛の加工品はあっても、 各国の貢納する調として、 周知のように内膳司として大嘗祭に参画して 筑前・肥後國「鯛腊」、 鯔は皆無

る。更に、『江家次第』巻第十五踐祚大嘗會の条の、采女たちが る毎年の新嘗祭・神今食で天皇が行う「吐水儀礼」の起源譚と見 じく王位継承儀礼の要素が見られないことから、安曇氏の奉仕す 真名井でのアマテラスとスサノヲのそれとも共通しており、何ら は、『日本書紀』には記載がないが、『古事記』にはウケヒ条の天 物を水とともに口に含み、③水と一緒に吐き出す。」という行為 かの儀礼の反映と見られる。海神宮訪問神話には、ウケヒ条と同 ミコトがトヨタマビメの從婢に見せた水を口に含んで玉飾りと共 に吐き出す行為を問題とする。「①井泉のほとりで行われ、 岡田精司は、『古事記』の当該神話前半に書かれた、ホヲリノ · ② 呪

られ、ホヲリの手にした玉器と対応し、その傍らの「楊枝筥」は という記述に着目する。「海老鰭檜」 とを明白に示すと指摘する。更に、 天皇が悠紀殿・主基殿に各二箇所掘られた井戸で口をすすいだこ 、 姫之中二人相分共舁 一姫歸取:楊枝筥,授:留姫、 ||海老鰭檜、 律令以前から行われていた新 姫取」之置」槽南邊 は 置,御前短帖已上`一 「海老鰭槽」の誤写と見 姫留 手水の用意をする際の

ことを想定している。 ていて、着眼点と論拠も異なってはいるが、海神宮訪問神話を神 嘗・神今食でも、宮殿内の井戸で「吐水儀礼」が実施されていた 前者は日本文学、後者は日本史学の異なった立場から論じられ

参

今食の起源神話と捉える結論は一致している。

り、 られたことを意味しているのである。の婚姻により、アマテラス直系の血統に、 記・紀各々の文脈の中では、山幸が海神宮で出会った海神の女と 話によって、安曇氏の王権に対する服属が示されるのであるが、 の婚姻にも、随所に安曇氏の天孫に対する功績が強調されてお 海神宮で釣鉤を取り戻し、海幸が服従を誓う件、 針型・異界訪問・異類婚など複数のモチーフを構成要素に持 合によってなされたと言われる。 海神宮訪問神話の含まれる海幸・山幸神話は、多くの話型の複 神話形成に同氏が深く関わったことが窺い知られる。 海神宮訪問の条も、 海神の霊威が取り入れ トヨタマヒメと 失われた釣 当該神

き)」などと説明されている。天皇が神嘉殿に出御し、御浴の後、(a) て御食とする故」、「新規な奉り物 (すけ) 新規なおあがりもの (す クなどと訓まれ、語義は「稲を籾のまま貯へ置きたるを今磨とし る米が新米ではない点が異なっている。 暁神饌供進儀を行うという次第は新嘗祭とほぼ同じだが、 坂枕・御寝具を供えた室内で、 神今食は、カムイマケ、カミアゲ、カムイマスケ・カムイマス(6) 亥の刻の夕神饌供進儀・ 祭儀の中心は二度の神饌 丑の刻の 供され

で表示にあると考えられる。『令義解』の「即如」庶人宅神祭」也」供献にあると考えられる。『令義解』の「即如」庶人宅神祭」也では、神今食と一体の祭儀である御體御下が令制以前から行わしては、神今食と一体の祭儀である御體御下が令制以前から行わしては、神今食と一体の祭儀である御體御下が令制以前から行われていたことが史料から確認され、神祇令や『延喜式』に記載がれていたことが史料から確認され、神祇令や『延喜式』に記載がれていたことが史料から確認され、神祇令や『延喜式』に記載がれていたことが史料から確認され、神祇令や『延喜式』に記載がれていたことが史料から確認され、神祇令や『延喜式』に記載がれていたと見て問題なかろう。次に、月次祭が神今食を組み込んれていたと見て問題なかろう。次に、月次祭が神今食を組み込んれていたと見て問題なかろう。次に、月次祭が神今食を組み込んだ形で六月・十二月の年二回実施されるに至る経緯を簡単に見てだ形で六月・十二月の年二回実施されるに至る経緯を簡単に見てであったがで六月・十二月の年二回実施されるに至る経緯を簡単に見てであったためだとすることを持つのか、周末儀礼というと思います。

供進を本義とする天皇の祖霊祭が、 別箇であったと見られる祭儀が混在していることがわかる。 指摘するように、 皇が食す神今食に向けた斎戒―、②一~八日の御贖祭 在所の祝福―から成る十二日間を要する複合祭祀である。諸氏の 月次祭―神社への班幣―、⑤神今食―天皇の祖霊への米飯神饌供 つ贖物に天皇が口気を放入する邪気払い―、 月次祭は、①一日早朝の御饌供進儀 ―玉体の平安に関わる卜占―と十日の結果奏上、④十一日の 祈年祭に倣い班幣を加えて、 ⑥十二日の大殿祭― 神饌供進と班幣とは性格が異なっており、 天皇還幸前の中臣・忌部による天皇御 祭儀としての形態を整える渦 儀式書に見られるような月次 ―忌火で調理した御飯を天 ③一~九日の御體御 ―御巫の持 元来

祭の祭儀の次第が作られたと見るべきだろう。(8)

月次祭の本質の捉え方は、「月次」の語義をどう解釈するかに 月次祭の本質の捉え方は、「月次」の語義をどう解釈するかに 月次祭は次第だけではなく、御料も新嘗祭と多くの部分で重なり合う祭儀であることを勘案すれば、「月のナメ」、「月の次第」と言うのは、祭儀の名と 第」の三通りの説がある。「月の次第」と言うのは、祭儀の名と 第」の三通りの説がある。「月の次第」と言うのは、祭儀の名と 第」の三通りの説がある。「月の次第」と言うのは、祭儀の名と 第」の三通りの説がある。「月の次第」と言うのは、祭儀の名と 第二の新嘗祭に対して年二度の予祝は不合理だとの批判がある。だ が、月次祭は次第だけではなく、御料も新嘗祭と多くの部分で重 なり合う祭儀であることを勘案すれば、「月のナメ」説も俄には なり合う祭儀であることを勘案すれば、「月のナメ」説も俄には なり合う祭儀であることを勘案すれば、「月のナメ」説も が、月次祭は次第だけではなく、御料も新嘗祭と多くの部分で重 なり合う祭儀であることを勘案すれば、「月のナメ」説も が、月次祭は次第だけではなく、御料も新嘗祭と多くの部分で重 なり合う祭儀であることを勘案すれば、「月のナメ」説も が、月次祭は次第だけではなく、御料も新嘗祭と多くの部分で重 なり合う祭儀であることを勘案すれば、「月のナメ」説も が、月次祭は次第だけではなく、御料も新嘗祭と多くの部分で重 なり合う祭儀であることを勘案すれば、「月のナメ」説も が、月次祭は次第だけではなく、御料も新嘗祭と多くの部分で重 なり合う祭儀であることを勘案すれば、「月のナメ」説も なり合う祭んであることを勘案すれば、「月のナメ」説も なり合う祭んであることを勘案すれば、「月のナメ」説も なり合う祭儀であることを勘案すれば、「月のよと

工、水を吐く儀礼が関わる点工、水を吐く儀礼が関わる点な田・岡田両氏の指摘する根拠は、当該の神話と祭儀の間にな。次田・岡田両氏の指摘する根拠は、当該の神話と祭儀の間になる。次田・岡田両氏の指摘する根拠は、当該の神話と祭儀の間によった。

Ξ

II I

安曇氏が関与している点鯔が饌に加えられていない点

ず、海神宮訪問神話の側から、神今食との関わりを見てみた

おかなければならないだろう。

魂など様々に解釈されている。当該神話に雨乞いの要素が加えら(さ)とは、諸注一致して認めるところであるが、その意図は雨呪、鎮 思われる。その優位性を貴種としてのものとする説もあるが、天 の存在としての身分の優位性を示すことだと考えるのが穏当だとしているからである。問題とするホヲリの行為の目的は、天上界 れる必然性は窺われないし、魂留めと考えた場合は呪術の対象で ある。その意味で問題の所作は、ウケヒ条よりも、むしろ国譲り(※) 点ではなく、玉と玉器を付着させることにあると見るべきなので よいだろう。従って、ホヲリの行為で最も肝心なのは、水を吐く 孫に限らず天つ神系の出自である高天原に由来するものと考えて 対するものであり、呪的行為が行われる場と対象とが大きく相違 のに対して、ホヲリの行為は地上にある海神宮で国つ神系の女に テラス自身と天孫には属さない弟のスサノヲが互いに行っている るかということになると、どうもそうではないように思われる。 である点に疑問を残す。それでは、天孫の「吐水儀礼」と捉え得 あるトヨタマビメに直接行うのではなく、その従者に対する行為 条でタケミカヅチが見せた十掬劒を抜いて逆に波頭に刺したて、 『古事記』の場合、ウケヒ神話での姉弟の所作は、天上界でアマ

漬ご

次膳部六人、

〔並執:供神并供御雜物等ご

次酒部四

[4

次安曇宿禰一人、

執

高橋朝臣一人、〔執ュ鰒汁漬´〕

人、〔執::御酒案1〕

岡田の注目する楊枝筥について言えば、用途が「吐水儀礼」の

に対してそのような呪的行為を示しているからである。

地上に降って伊那佐の小濱で国つ神の代表格であるオホクニヌシカヅチは、高天原から国譲りの交渉に派遣された天つ神であり、その切っ先に趺坐した行為と同様に捉えるべきであろう。タケミ

巻第一には、神今食の安曇氏の役割が次のように記されている。 を、神今食に於ける安曇宿禰の職掌の起源と捉えている。 うか。 今食にそのような儀礼が行われた根拠とはなし得ないのである。 食条ではふれられてない点を看過することはできない。 されておらず、 ためであるかという以前に、『江家次第』以外の儀式書には記載 Ⅲの安曇氏が当該の神話・祭儀の双方に関わる点はどうであろ 部及采女等、各供:其職、料:理御膳雜物! (中略) 膳伴造鑽」綫、 次田は、 海神の女トヨタマビメの天孫ホヲリに対する奉仕 『江家次第』の場合も大嘗祭の記事にあって神今 即炊二御飯、 安曇宿禰吹」火、 内膳司率」諸氏伴 次内膳 従って神

とと併せて考慮すべきであろう。とと併せて考慮すべきであろう。とと併せて考慮すべきであるう。
とと併せて考慮すべきであるう。
とと併せて考慮すべきであるう。

兀

ŋ という記事がある。はじめは海人之宰として海産物の貢納を通し 阿曇連大濱宿禰、平、其訕哤。因爲、海人之宰。」(應神三年十一月 か。 Ⅲの安曇氏奉仕から考えよう。安曇氏は海神の裔を称してお [『]日本書紀』 にはその内膳奉仕の起源を示すとされる「則遣

環として大嘗祭が創始、定着するのは天武・持統朝と考えられて 司としての職掌に由来するものと見られる。天皇の即位儀礼の一 られている。Ⅲの安曇氏の神今食奉仕は、前節で見たように内膳 て王権に服属し、二次的に内膳奉仕に携わるようになったと考え

うに安曇氏について前節に引いた神今食の場合と類似した記事が れている。『儀式』巻第三の踐祚大嘗祭の条には、以下に示すよ いるが、天武十三年十二月の賜姓で安曇連には宿禰の姓が与えら

していよう。

伴造|各供|其職\料|理御膳\ 伴造鑽」火、授安曇宿禰吹」火、伴造炊 職・造酒司、各陳、其所、備供神物、高橋朝臣一人、安曇宿禰 宮内省官人左右分、 御飯、 内膳司率」諸氏 率」大膳

祭としての米飯供献儀礼の段階から、神今食に関与したとは考え る月次祭の祭儀にも職掌を得たと見るべきであって、天皇の祖霊 安曇氏は、大嘗祭に奉仕した実績によって、神今食をはじめとす

人各擎、多賀須伎、其膳部亦依、次而立、並入、大嘗宮

以下のように記されている。 巻三十九内膳司条には神今食の御饌として供される魚介類 Ⅱの鯔が饌に含まれない点はどうであろうか。確かに 亚

東鰒七斤五兩。

薄鰒六斤十兩。堅魚五斤。干鯛六隻。干鰺卅

鮨。 鰒。 煮鹽年魚。 醬鮒各二升。 甘鹽鯛四隻。 海

Ġ

れなかったのは、それに加えて素材としての価値の低さにも起因 工・保存に不向きであるためだと考えられる。 国から献納される中男作物にも鯔は全く見られないは、 も同様である。『延喜式』巻二十四「主計式上」に記された、 れ、確かに鯔は加えられてはいないが、それは他の儀礼につい 鯛・鰒・堅魚・鯵・年魚・鮒・海藻を加工・調理したものに限 祭儀の神饌に選ば 鯔が加 7

あって、神今食の職掌に直接関わるものではないだろう。 よいだろう。だがそれは、 代紀第十段一書第二の後日談自体は、安曇氏による加筆と考えて る言語遊戯的な動機から作られたものと見做すべきであろう。 などではなく、「赤女」とは違い「口女」の口から鉤が出たとす 問題の『日本書紀』の口女の所伝について言えば、職掌の起源 海産物を貢納する立場からのもので

Ŧ

て後から組み込まれたと目される点を確認した。 り、他と大きく性格が異なる④月次祭班幣は、 食が月次祭に組み込まれた経緯についてふれておきたい 互の影響関係が認められないことを確認してきた。最後に、 /④月次祭班幣/⑤神今食/⑥大殿祭の六要素から成り立ってお 月次祭は、 ここまで、安曇氏の関わる海神宮訪問神話と神今食との間に相 ①御饌供進儀/②御贖祭/③御體御卜儀・結果奏上 祈年祭などに倣 祭儀の中心は

[

らの史料から、月次祭の成立は、 龜年間(七七○~七八一)の実施が記載されている。なお、祈年祭 延暦九年(七九〇)、③御體御トは『日本三代實録』 ことが知られている。忌火とは、特別の作法で熾された祭儀に用 にも用いられる忌火の扱いも、卜部の職掌とは密接な関係にある れたことがわかる。また、①御饌供進儀での斎戒のための炊飯は も卜部が深く関与している点が注目される。 の時期と考えられる。それは、卜部が中臣・藤原氏の同族として については『續日本紀』慶雲二年(七〇六)が初出である。これ 五八)である。正史には見られないが、②御贖祭は ○二)である。月次祭を構成する祭儀に関しても、 いる神聖な火であり、亀卜には不可欠なものだからである。 勿論のこと、⑤神今食で天皇とアマテラスに供される御饌の調理 體御卜儀以外の場面でも「卜合」「卜食」などが繰り返し実施さ 直接卜部について記さない『北山抄』『江家次第』からも、 宮記』には卜部・宮主の月次祭への参画が随所に示されており、 の安否を知るための卜占は、卜部本来の職掌である。『儀式』『西 月次祭の記事の六國史での初出は、『續日本紀』大寳二年 ⑥大殿祭は『古語拾遺』にそれぞれ弘仁五年 概ね八世紀から九世紀にかけて ③御體御卜儀で玉体 ⑤神今食が同 天安二年 『年中行事秘 (八一四)、寳 ③ 御 八 £

> 作られた点の指摘がある。神今食については、『新撰龜相記』のの記事については、史料批判により延暦年間(七八二~八〇五)に 本文末尾に次のような注目すべき記事がある かと思われる。『本朝月令』所引 今食の呼称が与えられたのも、その過程のことだったのではな とが推定される。 ような時代背景の下で、 一六)十二月には神今食が行われていたことが書かれている。 御卜大同以徃卜神今食曰在前奏進謂此日問之卜而弘仁年中 定十一日班幣并供神今食仍今不卜 核とされた天皇の祖霊祭としての 月次祭の次第も卜部の主導で作られたこ 『高橋氏文』には、 八四四~八四六行 靈龜二年 神饌供献に神 永

③御體御卜儀・結果奏上と⑤神今食と考えられるが、その何

れに

神今食を含んだ月次祭の期日・次第が固まったのは弘仁年間 同期の実情と、 るものと考えられる。当該記事の前には、御體御トについて、 掌についての具体的な事柄であることから、一定の信頼を置き得 献と考えられ、加筆された内容は亀卜をはじめとする卜部氏の職 る内容を多く含んでいて、同族内部に限って書写・閲覧された文 た部分と見られる。 されている。この記事は、天長七年(八三〇)の成立時にはなか 来行われていた日取りを決める卜占が行われなくなったことが記 神今食が十一日に固定されたため、大同年間 延暦期の亀卜の規模縮小の記述がある。 しかしながら、 『新撰龜相記』 (八〇六~八一〇) 以 は秘儀に関 わ

が律令制度下の祭儀の整備に携わっている点が注目される。 与ることが定着して以降、二次的に得た職掌と見られるが、 ト部の職掌として創始された祭儀に鎭火祭がある。亀卜で祭儀に 神祇官としての地位を築いた時期とも重なっている。この時期

その

0

いう名称が、

一○~八二三)である可能性が高いと見るべきだろう。

神今食と

たら、そこには使われる米が当年の神米ではないという新嘗祭と

宣長の言うように「今磨」を意味するのであるとし

違いが念頭に置かれていることになる。もしそう考えられるな

[

てつけられたものではなかっただろうか。 ら、月次祭という祭儀の名は、既に定着していた新嘗祭を意識し

には大嘗祭との関係や「月次祭祝詞」の成立などふれ残した問題 こには、分野を越えた横断的な研究が不可欠であることは間違い 神話へといった、嘗て盛んだった両者の静止的な捉え方に基づく ながら、相互補完的に律令制度を支えあうものである。祭儀から ないだろう。紙幅の都合で、詳細には論証し得なかった部分、更 論を脱却するには、先入観を排した史料の編年が必要である。そ も多々あるが、他日を期したい。 神話と祭儀とは、それぞれが随時様々な要請を受けて形を変え

- 註(1) 次田真幸「海宮遊行神話の構成と安曇連」『日本神話の構成』 治書院 昭48)三四九~三五〇頁 前
- 3 会 平3)の校訂では「檜」の右に「槽イ」と記す。 岡田精司「大王と井泉の祭儀」『古代祭祀の史的研究』(塙書房 渡辺直彦校注『江家次第』(神道大系朝儀祭祀編 神道大系編纂
- 4 平4) 三八〇~三八七頁 次田真幸『古事記』上(講談社学術文庫 昭52)九九頁
- 5 松本直樹『古事記神話論』(新典社 平15) 第Ⅱ部第四章「トヨ

タマビメとスセリビメ―異界王の女―」三一九頁

- 6 九八~一九九頁 本居宣長『玉勝間』(本居宣長全集第一巻 筑摩書房 昭 43)
- 7 『類聚名義抄』観智院本・僧上一〇四
- 折口信夫「危急を告ぐる諷歌」(折口信夫全集二十八巻 昭51) 四三七頁 中公文
- 9
- 註(8)前掲書 註(6)前掲書

- 12 11 令政治社会史の研究』国書刊行会 昭57) など。なお、註(11)前掲 食・新嘗祭の祭祀構造―」(『國學院雜誌』第九十一巻第七号 平2) 小松馨「神宮祭祀と天皇祭祀―神宮三節祭由貴大御饌神事と神今 註(3)前掲書、森田悌「祈年・月次・新嘗祭の考察」(『解体期律
- 13 大嘗祭新論—』(第一法規出版 論文、熊田亮介「伊勢神宮の月次祭と祭祀体系」(『文化』第四十六 巻第三・四号 昭57)などは、伊勢内宮月次祭の影響を指摘する。 前者に註(3)前掲書、後者に倉林正次『天皇の祭りと民の祭り― 昭58) がある。
- 一章「律令制と天皇」、井上亘『日本古代の天皇と祭儀』 早川庄八『日本古代官僚制の研究』(岩波書店 平15)後篇第二章「神祇祭祀と律令国家」。 昭 61 (吉川弘文 第Ⅰ部第

14

- 15 論―神今食の成立について―」(『日本思想史研究』第十号 五号 昭50) は天平勝宝九年(七五七)以降、黒崎輝人「月次祭試 その時期を、落合偉洲「新嘗祭と粟」(『神道及び神道史』第二十
- 註(11)前揭論文

は延暦年間(七二八~八○六)とする。

- 17 註(11)前揭論文
- 19 18 昭57)、柳田國男『祭日考』(柳田國男全集14 ちくま文庫 岡田莊司『大嘗の祭り』(学生社 賀茂眞淵『祝詞考』(賀茂眞淵全集第七巻 平2 続群書類従完成会
- 20 文堂 昭40 西山徳「祈年祭の研究」(『神社と祭祀―上代神道史の研究―』至
- 21 註(12)森田前掲書
- 22 青木和夫他『古事記』(日本思想大系 註(14)井上前掲書

岩波書店

昭57) 三六〇

- 24 註(4)前掲書
- けて、当該神話後半で「海神の教示によって水田の水を左右して兄 (「大嘗祭と記紀神話」『古代伝承と宮廷祭祀』 塙書房 昭49 註(3)前掲書は、松前健の大嘗祭における手水を雨呪と捉える説

としての農業用水支配とのかかわりを思わせるものである。」三八 神火照を苦しめ、服従させる話がある。このことも、大王の司祭者 六頁としている。

るべし、」とある。 昭43 二四九頁)に「凡人に非ることを、知しめむための御所為な。本居宣長『古事記傳』十七之巻(本居宣長全集第十巻 筑摩書房

- 27 西宮一民『古事記』(新潮日本古典集成 新潮社
- にくつつけるのである。」(三省堂 **倉野憲司『古事記全註釈』第四巻に「唾液の呪力によつて玉を器** 昭52 二四八頁)とある。

29 ―』(日本エディタースクール出版部 一章「鎭火祭の起源」参照。 拙著『新撰龜相記の基礎的研究―古事記に依拠した最古の亀卜書 平17) Ⅱ研究の部第二編第

31 30 註(15)黒崎前掲論文

神今食が月次祭に定着するのを弘仁年間と考えている(註(1)前掲 なお、倉林正次は『二十二社註式』『公事根源』の記事を検討して、 註(29)前掲書Ⅱ研究の部第一編第一章「成立と本文の変遷」参照。

書一二五~一二六頁)。

刊 紹

松本直

出雲国風土 記注釈

連論文を収録。個々の注釈と相俟って、著込まれている。「研究篇」には既発表の関ひまれている。「研究篇」には既発表の関の詳細な注の他、「考察」が随所に付され 成る。「注釈篇」では出雲国風土記全体へ 本書は「注釈篇」「研究篇」「付録」から

な注釈である。 注釈」が含まれる。「付録」に配置されて る。「付録」には地図や地名遺称地、また 者の出雲論全体が見渡せる構成となってい 動植物一覧などに加え、「出雲国造神賀詞 いるものではあるが、本篇と同じく本格的

は、これからの出雲国風土記研究の基礎と

広めた人物とされている太子が、

守屋を滅ぼした戦いである。日本に仏法を

古事記神話の第一人者による本注釈書

は、この高く厚い壁をどう越えていくかと なることは間違いない。我々後進にとって いう難題を課されたことにもなるのである

〇六頁 (二〇〇七年一一月 税込一七八五〇円) 新典社 〔松本弘毅〕 A 5 判

松本真輔著

聖徳太子伝と合戦譚

のである。 られざる一断面を明らかにしようとしたも の特質、なかでも殺生をめぐる太子像の知 を通して、古代から中世における太子信仰 徳太子に注目する本書は、彼の伝記の分析 初めに扱われる合戦は、聖徳太子が物部

日本で最も知られた人物の一人である聖

侵攻の問題等について広く検討されてい兵法能力、そして中世における太子の新羅 本書で明かされる、太子の一面は、逆に

して、太子の超人的威武や、人並み外れた

かにも蝦夷合戦や新羅侵攻等の合戦譚を通

どといった守屋像の変遷もおもしろい。ほ 検討もなされ、守屋の怨霊化や、地蔵化な 意味について、滅ぼされた守屋を軸にした

展開していったことを物語るものである。 太子信仰が実に様々な位相を持って形成、 一八三頁 (二〇〇七年一〇月 勉誠出版 税込一〇五〇〇円) A 5 判

(高津希和子)

う。さらに、太子伝における合戦と殺生の

生を避ける太子像として展開をみせるとい 頃成立した『聖徳太子伝暦』以後では、殺 犯して物部守屋を滅ぼす場面は、一〇世紀